

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8月12日

【会社名】 株式会社ジェイホールディングス

【英訳名】 J-Holdings Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉井 史彦

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋二丁目18番2号

【電話番号】 03(6430)3461

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 森畠 雅春

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋二丁目18番2号

【電話番号】 03(6430)3461

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 森畠 雅春

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であります株式会社イザットハウスに対し、訴訟が提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称	株式会社イザットハウス
住所	東京都港区西新橋二丁目18番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 澤畑 輝彦

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

平成28年6月2日(訴状送達日:平成28年6月16日)

(3) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

氏名	個人 1名
住所	鹿児島県鹿児島市紫原

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容	<p>本件訴訟における被告(以下、「本件被告ら」という。)は、株式会社イザットハウス(以下、「イザットハウス」という。)、有限会社コウケン産業(鹿児島県鹿児島市中山二丁目4番51号 代表取締役 今吉 洋、以下「コウケン産業」という。)、今吉 洋、二級建築士である個人の計4名であります。</p> <p>本件被告らのうち、コウケン産業は、イザットハウスとフランチャイズ契約を締結した加盟会社であるところ、平成26年7月に原告との間で、原告を建築主とする建物(以下、「本件建物」という。)の設計、施工及び工事監理に関する請負契約及び委託契約(以下、「本件請負契約等」という。)を締結し、本件請負契約等にもとづく設計、施工(以下、「本件工事」という。)を実施しました。</p> <p>また、二級建築士である個人は、本件建物の設計図書作成者であり、本件建物の建築確認申請における工事監理者であります。</p> <p>訴状によると、原告はコウケン産業による本件工事に瑕疵があったとして、当該瑕疵による被害を回復するため、本件建物を解体して再築する費用等として、下記に記載された訴訟額の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起したものであります。</p> <p>なお、イザットハウスは本件請負契約等に関する当事者ではなく、本件工事にも関与しておりませんが、原告はイザットハウスのコウケン産業に対する使用者責任等を主張し、被告として訴えを行ったものであります。</p>
損害賠償請求金額	56,144,518円